

『雲南市文化財調査研究報告』第1集 抜刷
雲南市教育委員会 2025年3月

雲南地域における牛に関わる文化遺産

板垣貴志

雲南地域における牛に関わる文化遺産

板 垣 貴 志

はじめに

中国山地は、中国地方の脊梁をなす山地で、東は兵庫県の市川・円山川付近から、西は山口県の響灘海岸まで約 500kmにおよぶ。比較的低い山で構成されており、風化しやすい花崗岩が多く、侵食を受けて小起伏の多い地形が続く。気候を分ける山地でもあり、北側の山陰は日本海側気候、南側の山陽は瀬戸内海式気候になっている。そんな中国山地は、和牛改良を牽引してきた地であった。

かつて牛は庶民生活に溶け込んでいた。農業が機械化されるまで、牛は労働力として田畑での耕耘や運搬に使役され、糞は堆肥となり土壌を肥沃にした。そして産まれた仔牛は大きな収入源ともなる。また、たたら製鉄が盛んな中国山地では、和鉄や木炭などの運搬に牛が使役され重要な農閑余業ともなった。牛が農宝とされたゆえんである。

牛馬は、古くから生産地と使役消費地との地域的分化が進行し、広域に及ぶ遠隔地取引があった。全国的調査資料の残る 1880 年代には、両地域が明確に分化している。そのような使役用の牛は、とりわけ江戸時代以降の開発によって平野が広がり、人口も増えた畿内での需要が高まっていた。畿内の人びとは、隣接する中国山地で育てられた牛を求めるようになり、牛の商品化が飛躍的に進展した。それを象徴するように中国山地には、大山・久井・出羽といった巨大牛市が集中している（表 1）。上方に売られゆく牛は、登り牛〔ノボリウシ〕と呼ばれ重宝されたといわれる。

中国山地のなかでも、兵庫県の但馬地域および岡山県の高梁川と島根県の斐伊川を結ぶ上流域（岡山県阿哲郡、真庭郡、鳥取県日野郡、島根県仁多郡、飯石郡、広島県比婆郡、神石郡）では、商品化の進展によって放牧生産が高度に発達していった。富をもたらす牛は、家族同然に飼育することが美風とされ、内厩で大切に飼われた。また、その家々をカベで囲む村落が多くあり、牛の放牧を生活の中心とした独特な景観も形成されていく。

そしてこの地域では、江戸時代後期から蔓牛〔ツルウシ〕といわれ尊ばれた優秀な系統牛が造られ始める。日本の家畜改良学のパイオニア羽部義孝（京都大学農学部教授・全国和牛登録協会初代会長）は、岡山県の竹の谷蔓、島根県のト藏蔓、広島県の岩倉蔓、兵庫県の周助蔓を日本最古の蔓牛として高く評価している。これは、世界史的にみても西洋と同時期にみられた家畜品種改良の先駆的な取り組みとされる。

蔓の成立には繁殖者が和牛に対する優れた鑑識と経験とを有するばかりでなく、此等に基づいて一定不変なる選択淘汰を励行すると共に、血統関係を充分に考慮しつつ或

表 1 全国巨大牛馬市場一覧表

市 場 名	頭 数	
	牛 馬 別	牛 馬 合 計
伯耆 大 山 牛馬市	牛凡 8,400 馬凡 3,600	12,000
備後 久 井 牛馬市	牛凡 5,000 馬凡 1,200	6,200
石州 出 羽 牛馬市	牛凡 3,500 馬凡 150	3,650
伯耆 根 雨 牛馬市	牛凡 3,330 馬 100	3,400
出雲 三刀屋 牛馬市	牛 3,000 馬 300	3,300
越後 椎 谷 馬 市	馬 3,200	3,200
木曾 福 島 馬 市	牛 2,565	2,565
出雲 横 田 牛馬市	牛 2,000 馬 200	2,200
磐城 白 河 馬 市	馬 2,000 余	2,000 余

〔出典〕「全国牛馬市場調査」（1881 年）より作成
農林省畜産局編『畜産発達史』別篇 1967. 576 頁より引用



牛馬の守護神として崇敬を集めた
八重山神社（2009 年撮影）



奉納された牛絵馬

る場合に於ては極端なる近親繁殖をなし、更に産出せる個体を見て交配関係を考え幾多の苦心を重ねた結果に相違ないのである。斯くの如く和牛界に於ては近代遺伝学の発達せざりし往時に於て、殊に中国地方山間僻地の農家に於て既に今日家畜改良学上合理的であると思惟せられる方法によって、優良形質の固定と優良系統の作出に成功したる事実は正に驚嘆に値することであって、世界に誇るべき家畜改良学上の偉大なる業績といはなくてはならない¹。

家畜は時代と風土の産物といわれる。中国山地では、人びとの生活のなかで牛を取りまく豊かな歴史文化がはぐくまれてきた。雲南市域には、和牛のふるさとの一角として、その足跡を偲ぶ文化遺産が多く残されている。

1 使役用牛の生産と流通

(1) 使役用牛の特質

まずは、使役用牛とはいかなる資質を有し、どのように生産、育成されていたのか述べていきたい。その特質は、山間部や島嶼が主な生産、育成地域となる要因と深く関わっている。

役牛は、牝牝共に明け2才から使役し始めるのが普通であるが、若齢牛は体重が軽く、役に対する経験と筋骨の発育が不十分で、牽引力が劣る。一般に役牛は晩熟で、3～4才でようやく一人前となる。成熟期（生後60ヶ月）の牽引力を100%とするならば、生後12ヶ月で約30%、23～24ヶ月で約80%、36ヶ月で約96%に達するとの研究結果もある²。第一義的に、使役用牛は頑健なことが求められた。

しかし、単に牽引力が強いだけでは、役牛として不完全である。気質が穏やかで、扱いも容易であり、また、少々なことでは動転しない牛でなければならなかった。たとえば、荷物運搬に使役する場合など、牛の暴走は荷物の損失につながりかねない。また、牛の飼育は内厩構造の民家にみられるように、生活に密着していたから、ものを怖れたり、厩を荒らす牛は日常生活に害を及ぼしたと思われる。性質が温順なことも求められていた。

体格については、個々農家の好みもあるが、一般に大きな牛は飼料を消費する。たとえ自給飼料であったとしても、その採取労力は大きい。単に体格が大きいものが、飼育農家に好まれたわけではない。使役用牛は、日本農業に適合的なものであらねばならなかったため、明治期より洋牛が輸入されて雑種化も進められたが、締まりが悪く大きいだけの牛は好まれなかった。

そのような使役用牛の育成過程には、《放牧》が不可欠であった。主要な産牛地が山間部や島嶼に形成されるのは、飼料となる採草地が豊富なばかりでなく、放牧できることが重要な要因となったのである。当時の入門書として出版された『和牛飼育精節』は³、放牧による効果として以下の6点を指摘する。

- 【1】筋骨の鍛錬体躯の緊実強化（山野を歩きまわること蹄は硬く体格は頑健になる）
- 【2】肢蹄の強化
- 【3】持久力の増大
- 【4】飼育利用性の増加（粗食に耐えるようになる）
- 【5】性質の温順化（風雨を凌いだり、群れの中で揉まれることにより性格温順となる）
- 【6】労力の節減

放牧経験は、優良な使役用牛に必須の条件となっていた。そして、放牧の効果が最も期待できたのは、2才～3才の若齢牛である。当時の使役用牛の良否は、肉付きでなく、骨格と蹄をみて判断したといわれる。とりわけ蹄に関しては、素人目にも優劣が明瞭であったという⁴。放牧期間は、農繁期後の5月～11月まで継続して昼夜放牧する地域もあったが、一般的には7月～8月に休牧し、放牧地の草生を回復させる地域が多かった。夏期には牛を下山させ、舎飼し厩肥生産をするのである。夏期は牛の虻や蠅といった外敵も多く、舎飼は牛を保護する意図もある。7月上旬までの放牧は、春山〔ハルヤマ〕もしくは夏山〔ナツヤマ〕、9月以後の放牧は、秋山〔アキヤマ〕と呼ばれた。

中国山地でももっとも山深い脊梁地帯で放牧されながら育成した使役用牛は、当時においては特別な優良牛として、ある種の役牛ブランドが形成されており、市場でも高値に取引された。中国山地でも蔓牛が造成されるのは、このような脊梁地帯であった。

(2) 牛の流通過程と牛馬商

農耕が完全に機械化される以前の日本では、牛馬は最終商品としての食用のみを目的として生産、育成されていたわけではなかった。「役肉用牛」の呼称があったように、肉食用ではなく、使役用に育成されていたのである。したがって、生産段階から育成過程、使役過程、肥育過程を経て食肉消費にいたる流通過程は、極めて複雑なもので、その全過程に博労〔バクロウ〕とよばれる牛馬商（家畜商）⁵が介在していた。

明治以降の牛に関しては、食肉用および乳用の需要増加が目に見え変化としてしばしば取りあげられるが、実態を数量的にみれば、いずれも1910年代—とくに第一次大戦以降—より徐々に現れる変化に過ぎない。そして、使役後の老廃牛が主として食肉用に回されていたのであり、食肉専用に育成される牛はほとんど存在しなかった。食肉需要の増加に対しては、使役後の老廃牛に肥育過程が追加されることによって賄われた。

牛馬商の特質として、①地域性があること、②専門分化していること、③階層があること、④兼業が多いこと、⑤法人は少なく個人による零細経営が多いこと、⑥牛馬商の数は流通家畜数に対し過剰であったこと、の6点が指摘されている。そのような牛馬商の兼業的性格、複雑な流通過程による機能分化は、牛馬商に対する一律的規制を困難にしていた。そのため、家畜の流通は古い慣行そのままに野放し状態であった。家畜取引は、袖下取引〔ソデシタトリヒキ〕と呼ばれる相対取引や、厩先〔マヤサキ〕と呼ばれる家畜商と農家との固定的な得意関係があり、生産者が直接的に売買に関わるのが少なく、当時においては、とかく批判の対象となっていた。

家畜取引に関しては、家畜という《商品としての特殊性》にともなう危険を考慮し評価しなければならないと考える。小野茂樹は、「家畜の取引がほかの農産物の流通に比べて、生産者による共同取引や市場取引がさまたげられ、時代感覚的にみていちじるしくおくれたものになっている原因としては、家畜がほかの農産物とちがった商品としての特質をもっているからにほかならない」とし、①家畜の価格が農家の経営規模に比して高価であること、②家畜は商品としての規格の統一性に欠けること、③地方的あるいは個人的な好みなどが価格要素の一部となる家畜は、評価が一層複雑になり、職人技術的な評価にゆだねざるをえないこと、の3点を指摘している⁶。また、広島県尾道家畜市場長を長年務めた辰巳盛太郎は、《商品としての特殊性》として、貯蔵が困難であることを第一に指摘する⁷。「貯蔵困難ということは、(1) 安い市況の場合には売り放つことを見合せて有利な相場が出たときに売却するということ、(2) 安い時に沢山仕入れて置いて適当の時機を見て売ること、此の二つのことが出来ない」ので、商策の施しようがないという。家畜取引は、危険が高く投機性をともなっていた点は重要である。

つまり家畜取引は、生産者が直接的に市場に関わることが極めて難しく、牛馬商に依存する構造が温存されていた。明治・大正期の農学を牽引した横井時敬は、「馬喰のないより起る弊害と、有るより起る弊害とは、これは宜しく秤に懸けてみねばならぬ」とし、「欠くべからざる弊害で、弊害は弊害だが、なくてはならぬ弊害」だと「バクロウ必要悪説」を展開している⁸。

法整備による厳重な牛馬商の取締は、現実的施策ではなかった。現場において牛馬商に依存する構造が、一貫して機能し続けた歴史的事実を重視する必要がある。また、家畜購入資本が圧倒的に乏しかった当該期において、結果として牛持〔ウシモチ〕（牛馬商でもある）が展開した家畜預託慣行が、家畜導入の資本を地域社会で循環させながら解決する重要な役割を果たすこととなったのである。

2 家畜預託慣行の歴史的意義

(1) 家畜預託慣行

一般に日本史分野では、富の象徴となっていた土地の慣行が着目され研究が集中している。極端に言えば、日本列島に残された証書類は、大半が土地に関わるものだが、百姓は土地からの生産物のみにて生活していたわけではない。また、従来の日本史分野では、家畜を耕耘、運搬といった《労働手段》としてのみ捉え語られてきた。しかし、家畜はそもそも存在自体が富としての側面も有しており、《蓄財手段》や《金融手段》として独自の歴史的役割を果たしていたのである。

日本農業史研究が、明治以降の日本農業の展開において、湿田の乾田化と、それにとともなう牛馬耕の広範な普及を重視してきたことは周知のことである⁹。しかし、その主役となった役牛馬の生産や育成過程に関する研究は極めて少なく、その問題性を指摘されることもない。非常に研究蓄積の薄い領域であった。筆者は、かつての農村社会に存在していた牛や馬を預託・賃貸借・共有する行為を「家畜預託慣行」と総称して、この慣行の取り結ぶ社会関係が近代日本農村で果たしていた歴史的意義を解明した¹⁰。

そのような牛生産地域として特化していた中国山地では、牛を大規模に所有する牛持が存在し、他の農家に預託する預け牛・預かり牛〔アズケウシ・アズカリウシ〕と呼ばれる慣行や、農繁期に一時的に貸借される鞍下牛〔クラシタウシ〕と呼ばれる慣行が広範に行われていたのである。

島根県飯石郡鍋山村の牛持板垣家に残されていた26冊の牛経営帳簿（1887－1947年）を中心に¹¹、その実態を実証的に明らかにしつつ、一見すると前近代的なベールに包まれているような牛を取り巻く慣行が、日本近代の資本主義化の過程で改めて必要とされ飛躍的に拡大していったこと、日本農村において家畜が取り結ぶ社会関係が人びとの営みに不可欠な役割を果たしていたこと、またその歴史的推移を解明した。本稿では、その概要を述べていきたい。

(2) 預け牛・預かり牛（家畜小作）

牛や馬を預託する行為自体は、古代から現代に至るまで、世界中でみられる人類史的な営みで、「家畜小作」といわれる。そもそも家畜は、自身増殖もする特殊で高価な動産で、それは、Capital〔資本〕と Cattle〔家畜〕が関連語となっていることや、「畜」と「蓄」は同義語であることなど、言語的にも明らかといえよう。本来、家畜は洋の東西を問わず富としての性格を持ちあわせており、あえて換言するならば「家の蓄え」であった。日本列島において家畜預託慣行がもっとも大規模に展開したのが、牛の商品生産化が進展していた中国山地である。

牛は、かつては高価なもので、おおよそ米 10 俵(600kg)と等価値だった。資金に余裕のない零細農民は、自分で牛を購入することができなかったが、農業にどうしても必要なので飼わねばならない。そのような事情から、資金に余裕のあるものから牛を借りうける牛の預託慣行が存在していた。当然、牝牛であれば仔牛を産む。産まれた仔牛を売り、その代金を貸主と率によって分配する取り決めがあり、農民にしてみれば、牛は将来の収入が見込めるものでもあって、換金も容易で、借金の担保にもできた。牛の預託は、農村社会の金融となっていたのである。また、高価な牛を率に応じて所有することは、リスク分担の意味もあった。とりわけ牛には、死亡リスクがともなう。牛の預託には保険機能を持ち合わせていたといえよう。中国山地の預け牛・預かり牛は、人びとの営みを支える生活保障の機能を担っていたのである。

かつて中国山地を踏査した小野茂樹は、「牛小作は、牛の購入資金のない農家が牛を飼育することができ、さらには所有することもできる民間慣行であり、その限りでは零細農にとって福祉的な慣行だった」と述べている¹²。これは傾聴すべき見解である。預け牛・預かり牛関係は、多種多様で単一の概念で説明しきれない複雑な面があり、一律に論じ難く、一概に対立的に捉えるものではない。農村社会では、無尽講・頼母子講などと呼ばれる相互資金融通が有名であるが、預け牛・預かり牛関係も同様に、人びとの経済的紐帯となる要素を多分に含んでいる。

(3) 鞍下牛

日本では牛馬が実際に田畑に入り犁耕や代掻きを行うのは、基本的に春の農繁期のみであった。それ以外の時期は、多少の物資運搬に従事することはあっても、単に厩肥生産のために厩舎に繋がれていることが多かった。この程度の利用状況ならば、平野部などの飼料の乏しい地域で、農繁期にのみ使役するために牛馬を飼養することは経済的にも不利益である。そんな事情から、古くから慣習的に期間限定で牛馬を賃貸借する慣行が全国的に存在した。中国山地では、そのような牛を鞍下牛と呼んだ。

出雲地方の鞍下牛の貸出地域と借入地域は、定まっており、時に同一村内で貸借が行われる場合もあるが、近隣から数日ほど借入、使役する場合には鞍下牛とは呼ばなかった。借入地域は山地奥部（山・有畜地域）と平野部（里・無畜地域）で、両借入地域の間中に位置する山地中腹部が貸出地域となっている。とくに山地奥部（有畜地域）への貸出は、牛生産が高度に展開していた中国山地にて特徴的にみられたものである。日本経済史研究所所員、原傳は出雲地方の鞍下牛慣行を詳細に調査して、慣行が存在する背景には農業事情の地域差があることを明らかにした¹³。標高差は気候の違いとなり、田植時期に差異を生じさせる。また山地奥部は平野部に比べ飼料が豊富で、飼育コストを低く抑えられる。このように地域間の差異を利用した、非常に巧妙で、かつ合理的な慣行が存在していたのである。

鞍下牛には、若い頃に山地奥部で放牧されて育った牛が好まれ、蹄が硬く体格は頑健で、なおかつ性質は温順で粗食に耐えるような牛が大半を占めていた。山地奥部で生産された優良な使役用牛が鞍下牛となり地域社会を循環していたことは、地域内分業の観点からして重要である。出雲地方の鞍下牛の代

表的な移動系統は、以下の3系統が挙げられる（図1）。

- 【1】八束郡 → 能義郡平野部
- 【2】大原郡 → 仁多郡
- 【3】飯石郡山地中腹部
 - 飯石郡奥部・仁多郡・
広島県比婆郡（一番鞍）
 - 簸川郡神戸川下流域
（二番鞍）

借入、貸出地域ごとの事情は以下の通りである。鞍下牛慣行は、無畜地域への貸出と有畜地域への貸出の2種類に大別できる。特に後者の有畜地域への貸出は牛生産が高度に展開していた中国山地にて特徴的にみられたものである。

（A）借入地域の事情

・能義郡平野部

耕地の開発が進展している平野部で、草地が少なく家畜の飼料となる稈を得ることが困難である。したがって、牛飼育農家も少ないが牛耕の慣行は非常に盛んで、春期においては耕牛の借入をする。

・簸川郡神戸川下流域

能義郡と事情は概ね同じである。しかし斐川平野は沖積地で牛耕に不向きだったため、牛耕の慣習のない地域が大部分を占めている。従って耕牛の借入は神戸川下流域（古志・塩冶・知井宮付近）に限られる。

・飯石郡山地奥部・仁多郡・広島県比婆郡

山地面積が広く牧畜は非常に盛んで牛の生産地となっている。そのため牝牛を飼育しない農家は稀な状況だが、これらの地方は耕土が深く、力の弱い牝牛では耕作ができないこと、また牝牛を使役すれば仔牛の生産力が落ちる等の理由から、春期の八十八夜から半夏生まで牝牛を放牧し、耕作にはもっぱら力の強い牡牛を使役する。しかもこれらの地域は牛耕も盛んに行われるので、春期には牡牛が不足し借入する。山地奥部で田植時期も早いことから（5月下旬～6月中旬）、牡牛を所有している農家は自家使役後、田植え時期の遅い平野部（6月上旬～7月上旬）へ貸出する¹⁴。

（B）貸出地域の事情

・八束郡

飼育農家は多いが、牛耕はあまり行われていない。多くの農家は仔牛の生産を目的に牝牛を飼育している。したがって春の農繁期に飼育するのは却って手間になることから主に能義郡平野部へ貸出する。したがって、この地方からの貸出牛は牝牛が多いのが特徴となっている。

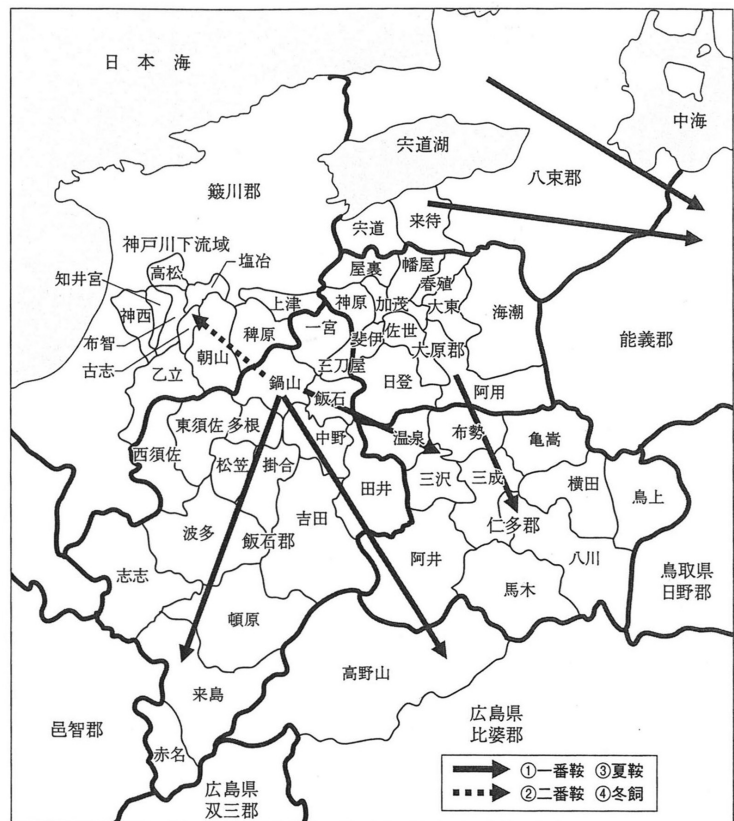


図1 鞍下牛の代表的移動系統図

〔出典〕拙著『牛と農村の近代史』思文閣出版、2013、111頁より引用

・大原郡

この地域では主に所有牛を田植時期の早い仁多郡へ貸出し、牛が返却された後に自家耕作（6月上旬～6月下旬）に使役する。

・能義郡山間部

所有牛を自家の耕作に使用するが、その使役後に田植え時期の遅い能義郡平野部へ貸出を行う。

・飯石郡山地中腹部

（簸川郡の飯石郡隣接地を含む）

この地方に限っては春の農繁期間に広島県比婆郡・飯石郡山地奥部・仁多郡と、簸川郡神戸川下流域の2方面へ

貸出を行うことが可能であった。鞍下牛は一般に農家が自家用に飼育している牛の貸借だが、この地方からの貸出牛には貸出専用の牛が多く含まれているのが特徴である。飯石郡山地中腹部は春の農繁期中に2方向へ貸出できる立地条件にあり、貸出地域のなかでも特異な位置にあった。図2は貸出専用牛の1年間の動きである。貸出専用牛は、1年間に、【一番鞍〔イチバンクラ〕（山地奥部）→二番鞍〔ニバンクラ〕（平野部）→夏鞍〔ナツグラ〕（山地奥部）→冬飼〔フユガイ〕（平野部）】と、標高差のある山と里を2往復し、常に貸出農家および委託農家間を移動していた。

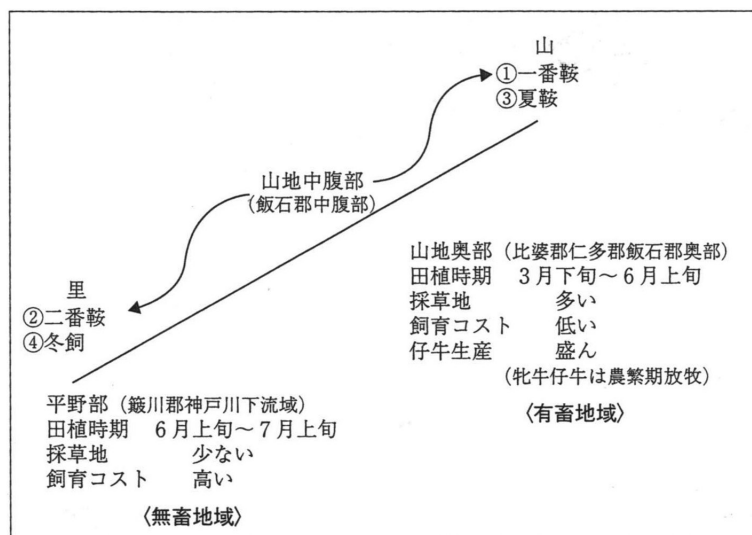


図2 鞍下牛の循環サイクル図

〔出典〕拙著『牛と農村の近代史』思文閣出版、2013、114頁より引用

（4）中国山地における家畜預託慣行の歴史的意義

中国山地奥部で、多頭飼育による高度な牛の放牧生産が展開した要因は、たんに地理的な好条件がそろっていたことだけでは説明できない。牛の多頭飼育の資金的基盤として、優良牛を求める周辺地域から一極集中的に牛を預託する預け牛・預かり牛慣行があったことに注目しなければならない。つまりこれは、牛を介しての資本投下であった。中国山地全域からの預け牛・預かり牛という形での資金提供が、山地奥部での優良な使役用牛生産および蔓牛造成を現実的なものとしていたのである。それは、山地奥部での多頭飼育にともなう資金的な危険を広域に分担する機能も担っていたことも見逃すことはできない。

それだけにとどまらず、山地奥部で生産された優良な使役用牛が鞍下牛となり、地域社会を循環した。この鞍下牛の循環を視野に入れるならば、家畜預託慣行は、牛生産と牛使役を含めた広域的な地域内分業であったともいえる。その結節点となっていたのが牛持であった。

結果として、中国山地では鞍下牛（使役用牛）と預け牛・預かり牛（牛購入資本）が有機的に連関しながら牛購入資本の欠乏を埋めるかのように地域社会のなかで広域的に循環するシステムを形成しており、この広域的な循環は、生活保障機能に着目すると牛を所有できない零細農民の営農や生活を支える相互扶助的な側面をもっていたといえる。

そのことは、蔓牛の造成につながった。中国山地の蔓牛は、世界史的にみても西欧と同時期に発生した家畜品種改良の先駆的实践で、安永期（1772－81年）から天保期（1830－44年）はじまったといわれる。牛の品種改良は農民の収入の増加につながり生活の安定をもたらすもので、逆にいえば、地域社会の安定と生活をかけた取り組みであったからこそ、蔓牛の造成に結実したのである。

農村社会における家畜の預託は、預ける側と預かる側の両者にとって相互扶助的な慣行的側面と、副

業的利益追求を目的とする経営的側面が融合したものとして捉えるべきもので、いまだ金融制度も保険制度も未発達であった戦前日本農村において、農民の営農や生活を保障する相互扶助的な社会制度となっていたのである。つまり家畜預託慣行は、現在の農業共済制度の歴史的源流にも位置付けることができる。

中国山地における牛飼養は、「畜産業」という名の近代産業として《経営》されていたわけではない。あくまで牛飼養は、農村社会において生活保障機能を有する《慣行》として存在していた。中国山地に多く存在していた牛持は、単独で牛を大規模に所有して《経営》していたわけではなく、あくまで農村社会の《慣行》に依拠して存在しえた。牛持は、地域社会の動向と無関係に所有頭数を増加させたわけではない。したがって、個別牛持の経営を地域社会の文脈から切り離して個別経営として論じることではできず、地域社会の歴史的な展開のなかで個別牛持の行動を理解し、歴史的に評価しなければならない。

3 家畜預託慣行の歴史的展開

(1) たたら製鉄と牛馬

出雲地方における家畜飼養の地域性の分析は、当該地域的主要産業であったたたら製鉄との関連を視野に入れる必要がある¹⁵。代表的な見解を紹介しておきたい。石田寛は、「中国山地の村々は近世期においては牛馬混合状態であった。それが「たゝら」の盛行とともに馬が圧倒的に多くなり、その衰退とともにやがてまた牛馬混合状態に戻った村もみられた。老年期地形の中国山地は牛によらずとも馬で鉄、米の搬出入は可能であり、俊足を利して馬が専ら使われた」と指摘している¹⁶。また、市川建夫は、「中国山地に広く分布したタタラ製鉄も、産牛を発達させる要因」になったとし、「タタラ製鉄には木炭・砂鉄・鋤・食料などの運送のため、大量の駄馬と駄牛が必要であった。史料上、運送手段には馬が大部分を占めているが、牛が相当使われていたことも」想定できる。しかし、「洋鉄」生産の増加とともにタタラ生産が衰退し、大正期に入ると壊滅状態におちいる。このような経済事情の変化とともに、牛の仔取りと製炭が、中国山地における主要な生産部門になっていった。この結果、牛の飼養が増加する反面、馬産が衰退し、また繁殖用の牝牛の比重が増加していった」と、たたら製鉄と家畜飼養の傾向をまとめている¹⁷。

同じく向井義郎も、「駄送のための馬飼養数が非常に多かったことも、この地方とくに山陽側のいちじるしい特色である。安芸・備後・備中の鉄山地帯では当時一〇〇戸当り馬飼養率が一〇〇—一六〇%の村が大多数を占め、現在に比しはるかに高い率を示している（但し山陰では一〇〇%を超す村はない）。佐々木家のごときは郡全体（広島県山県郡：著者補足）で三八一六頭のうち四八七頭を所有し（文政二年）、これを村方に貸与して砂鉄や鉄荷の駄送に当らせ、多数の小農民がこれに依存していた」と述べている¹⁸。いずれの見解も、たたら製鉄関連資材の運搬手段として馬が活用されたことを指摘しており¹⁹、その衰退と連動して馬飼養も衰え、牛飼養が多くなったとしている。

家畜の所有関係を調査した全国的な統計資料は、乏しく限られており、農商務省が1911（明治44）年に調査発表した「畜牛五十頭以上所有スル者ノ氏名、住所、職業調」²⁰と、1937（昭和12）年に栗原籐七郎が実施した調査「馬三十頭以上ノ所有者ニ関スル調査」²¹の2点のみである。「畜牛五十頭以上所有スル者ノ氏名、住所、職業調」より、島根県の部分を抜粋したものが表2である。三大鉄山師と称される飯石郡吉田村の田部家（50頭以上所有）、仁多郡阿井村の櫻井家（84頭）、仁多郡八川村の絲原家（56頭）が牛の多頭所有者として挙げられている。牛馬の生産とたたら製鉄との密接な関係がうかがえる。

たたら製鉄地帯では、耕地とともに居宅、家畜、農具などの生産と生活に必要な一切を借り受ける株小作の慣行があり、株小作によって牛馬の飼養を可能にしていた。株小作をおこなう大地主は、たたら

製鉄業を営む鉄山師が多かった。従来の研究では、この株小作と、東北地方の名子制度との形態的類似性が指摘されている。しかし、地域の歴史性に即してみた場合、和鉄生産の労働力を確保するために行われたといわれる株小作を、中世名田経営が起源とも言われる名子制度とはたして同一に論じてよいものか、との疑問は残る。しかも、中国山地は近世中期より牛の商品生産化が進展していた地域であった。

また、表2の数値はあまりに少ないのではないと思われる。1924（大正13）年の鉄山師の田畑所有地は、田部家（453町、小作人712人）、櫻井家（153町、279人）、絲原家（164町、367人）であり²²、いずれも巨大地主として小作人を多く抱えていた。鉄山師の3家に関しては、統計の数値を大幅に上回る所有頭数であったことは間違いないだろう²³。非常に杜撰な統計といえる。統計作成の方法としては、「道庁府県畜産主任ノ報告ニ係レリ」と記されており、一定の調査基準をもった統計でないことがわかる。飯石郡においてあげられている6名が全て50頭以上所有となっているのは、飯石郡からの報告がそうであったのだろう。また、少なくとも中国地方に限って言えば全般的に所有頭数が少なく、岡山県に至っては頭数すら記載されていない。どうやらこれは単に調査方法だけの問題ではなさそうである²⁴。

馬小作の実態調査をおこなった栗原藤七郎は、その感想として、

不幸にしてわが国に於ては家畜の所有に関する統計を全然欠く故、家畜の所有関係を知る術はないのである。（中略）又、飼養戸数は必ずしも所有戸数ではないということも附言されねばならない。（中略）一方に於て多数の役畜を所有する少数の者と、他方に於て全く役畜を有せざる多数の農家とが存して居るのである。勿論之に関しても適確なる資料を欠くのであるが（中略）役畜の所有者が意外に少数者に独占されて居るのに驚くのである。更に十頭乃至二十頭以上の所有者の持馬を考慮すれば所有の集中はより大きいのではないかと考へられる。

と述べ、馬小作の意外な浸透ぶりに驚きを隠せない様子である。また、宮坂梧朗は「家畜小作のもつ

表2 島根県の畜牛多頭所有者

来梅谷梅太郎	八束郡	来待村	牛馬商	74
小村辨太郎		玉湯村	牛馬商	59
永田伴左右衛門		千酌村	牛馬商	52
山崎傳市		伊野村	牛馬商	51
絲原武太郎	仁多郡	八川村	農業	56
櫻井三郎右衛門		阿井村	農業	84
櫻井幾之助		三成村	郵便局長	61
宮田吉五郎		横田村	農業	56
山田政次郎	大原郡	横田村	農業	54
武田石之助		幡屋村	農業	60
郷原新吉		幡屋村	農業	105
板垣榮之助		鍋山村	農業	50頭以上所有
田部長右衛門	飯石郡	吉田村	農業	50頭以上所有
白築政造		掛合村	農業	50頭以上所有
吾郷玄太郎		多根村	農業	50頭以上所有
永島幾太郎		波多村	農業	50頭以上所有
中西慶太郎	簸川郡	来島村	農業	50頭以上所有
美能午吉		山口村	農業	120
三島常蔵		窪田村	牛馬商	70
原又右衛門		荒木村	農業	65
原助五郎	安濃郡	荒木村	牛馬商	99
大熊喜太郎		荒木村	牛馬商	68
森山儀八郎		佐比賣村	農業	65
山根太郎三郎		吾郷村	農業	84
山崎重樹	邑智郡	日貫村	農業	75
佐々田懋		木田村	農業	60
久保田豊吉		和田村	農業	62
眞野貞男		浦郷村	牛馬商	57

注）農商務省農務局「畜牛五十頭以上所有スル者ノ氏名、住所、職業調」より抜粋

〔出典〕拙著『牛と農村の近代史』思文閣出版、2013、19頁より引用

実態は、ほとんど表面化することなく、統計的数値はもとより、その内容すら把握し難い」ため脱税も容易であり「資産家にとっては、巧妙に潜行しうる有利な投資対象」であったと批判的に述べている²⁵。

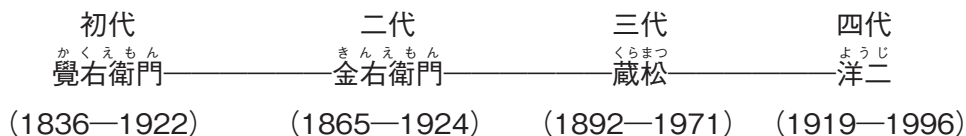
つまり統計の杜撰さは、逆説的に家畜所有の持つ潜在性を如実に暗示している。またそれは、単に実態を捕捉できていないことを証明するにとどまらず、家畜が有力な課税対象となっていなかったことに起因する。そのため正確な統計資料も作成されなかった。家畜の所有は、税の問題もあり直接的には社会的ステータスと繋がらない。家畜の所有関係を土地の所有関係と同等に捉え安易に対立的関係に還元するのは早計であろう。家畜は主要な課税対象となっていなかったことによって、牛生産地域において非制度的かつ独自の社会的機能（金融・金融機能）を果たすこととなったといえよう。

(2) 家畜預託慣行の拡大と牛馬商の台頭

牛持（牛馬商でもある）にとっての厩先の数は、家畜所有の規模を現しており、厩先が拡大することによって所有頭数も拡大する。厩先の範囲（厩先圏）は、牛馬商の縄張りである。厩先は利権が絡むことから、通常、その拡大は容易でない。新興の家が牛馬商として台頭する背景、つまりは、なぜ厩先圏の拡大が可能であったか、との疑問は残る。

結論から述べれば、新興の家が牛売買へ関与し始める歴史的背景として、1880年代のデフレ期における家畜所有の流動化があった。板垣家と同様に、牛馬商として家畜所有を拡大させた興味深い事例として、島根県飯石郡三刀屋町域最大の牛持といわれる、一宮村陶山〔スヤマ〕家の歴史について述べてみたい²⁶。

〔陶山家歴代系図〕



陶山家は、比較的新しく短期間にて蓄財を果たした新興の家である。1911（明治44）年の『島根県商工人名録』によれば、同家が牛馬商を創業したのは安政6（1859）年の初代覚右衛門の時代であった。しかし、当初は田畑の所有も少なく、覚右衛門の時代における牛経営は、もっぱら牛を周旋して利鞘を得るようなものであったという。しかし二代金右衛門は、牛馬商として急速に蓄財し大規模な牛持へと成長していった。推測ではあるが、金右衛門時代に急速に家畜所有拡大した背景は、前述した1880年代のデフレが大きく影響していたであろう。預け牛・預かり牛関係の背後には、貸付金回収目的があったと推察できる。そして、牛での蓄財でもって土地を購入していき、大地主となっていくが、同家に伝えられている土地購入の理由が大変興味深い。

牛の売買をして儲けたら田んぼを買い、山を買い、それを買わないと町へ顔が出されない。かなりないと村会議員にでも出られないというので、一生懸命で不動産を買ったんだそうですわ。まずは牛から始めたんですわ。

陶山家に残る言い伝えは、財産とはいえ土地所有と家畜所有では、質的に違いがあると認識されていたことを示唆している。

中小規模の家が牛馬商となり新規に厩先圏を形成していく背後には、通常でない事情があったと想定



陶山家の厩舎（2009 年撮影）



同家の牛地蔵

でき、その問いからは、たたら製鉄衰退以降の地域社会の姿が浮かび上がってくるのである。中国山地の、とくに雲伯地方では、藩の保護政策もあって巨大鉄山師が圧倒的な影響力を持ち地域社会に君臨していた。しかし、それも廃藩と共に一転し、明治政府は鉄道敷設をはじめとした近代化政策を洋鉄輸入によって推進した。それによって、たたら製鉄経営は未曾有の危機に陥り、とくに 1880 年代頃の仁多郡農村の疲弊は凄惨を極めた²⁷。鉄山師の影響力が低下し始めたことは、鉄山師に生活を全面的に依存していた人々の経済事情も大きく変化させた。このことは金融、保険機能を内在させていた預け牛・預かり牛関係にも直接的に影響したであろう。板垣家や陶山家といった中小規模の新興の家が台頭して厩先を確保し、牛生産に主体的に参入していける土壌が形成されたのは、たたら製鉄衰退以降における疲弊した地域社会の変貌を表わしているといえよう。

「家畜小作」（預け牛・預かり牛関係）の歴史的形成過程に関しては、小作制度全般の展開に位置付け議論され、【A】〔地主的関係〕から【B】〔商人的関係〕への史的展開が共通認識となっている²⁸。

【A】土地小作に従属した家畜小作関係〔地主的関係〕

土地の特殊小作に伴う場合と、土地の普通小作（定額物納小作）に伴う場合があるが、前者は後者の先行形態であり、考察の便宜上、特筆すべき前者に主点を置く。

【B】資本に従属した家畜小作関係〔商人的関係〕

土地の小作から分離し、商業的畜産の進展に伴い発生する。

「家畜小作」が多くみられた地域は、岩手県の名子制度や、中国山地の株小作など従属性の強い特殊小作の残存する地域と重複するため、それら特殊小作との関連が注目された。とりわけ、商品経済の浸透による名子制度の崩壊過程にみられた刈分小作（定率物納小作、分益小作）と「家畜小作」との形態的類似が指摘されている。【A】は、牛馬の耕耘や厩肥施用による土地生産力の維持増進、運搬等の農作業補助が主目的の「家畜小作」である。それに対し【B】は、商品経済の浸透に伴い発生したものであり、牛馬の商品化の進展が売却を主目的とした牛馬生産および育成を生んだものである。【B】の拡大によって「家畜小作」は再編成され、その性質を大きく変化させた。また、【A】段階では畜主と預託人の目的はあくまで土地からの生産物にあるため、家畜をめぐる利害対立関係は生じないが、【B】段階では、家畜の売却代金の分配率をめぐり両者に利害対立関係が生じる。

その史的展開を中国山地で具体的にみるならば、【A】〔鉄山師と株小作の関係〕から【B】〔牛馬商と厩先の関係〕ということができ、牛生産の主体的な担い手に転換があったと考えられる。つまり、1880年代のデフレ期以前の牛生産は鉄山師の独壇場であったが、デフレ期以降に従来の鉄山師に加えて中小規模の家が牛馬商として参入していく構図が描けるのである。このような転換を、島根県農地部農政課が1951（昭和26）年に編纂した「〔附〕株小作の実態と開放過程」からみていきたい²⁹。

（五）家畜

貸与される家畜は牛であるが、改革直前に於て株小作へ貸与慣行のあつたのは、僅かに掛合、多根、頓原、波佐、阿須那、祖式の一部のみであり、殆んど消滅した慣行であるが、明治年間には飯石郡の奥部には、広く行われ邑智、那賀、美濃、鹿足にも広く行われた様であり、大正年間にも行われた傾向がある。貸与頭数は一―二頭であつたが、実際の牛の貸与に代つて、現金又は米を給する例も稀にはあり、小作契約の終了と同時に返納した。嘗て砂鉄採取地帯では、それを運搬するための馬を貸与したこともあるが、明治以降牛に代り、主として肥育犢牛生産、厩肥生産、耕牛用に使用された。肥育乃至は犢牛売却時は増加額乃至は犢牛価格の半額乃至四分の一を折半した。

※尤も、普通小作に対する牛小作はかなりあり、特に終戦後の畜産熱によつて、この小作形態は増加したようであり、従つて株小作もこの牛小作関係に入るものもあつたらうけれども、この場合牛の所有者は耕地山林の所有者ではない。博労等からの貸与がおおかつたようである。従つて最近の牛小作は、株小作としての牛小作ではない。

この記述からは、和鉄生産にともなう諸物資の運搬に明治以前は馬が使用されていたが、牛へ変化していったこと、また、耕地山林の所有者（鉄山師）のおこなう株小作にともなう家畜貸与慣行が徐々に衰退し、家畜に関しては博労（牛馬商）から貸与されていく歴史的な展開が指摘されている。

たたら製鉄に代わりうる有力な地域産業を持たなかった出雲地域では、家畜所有の流動化による家畜預託慣行の拡大は不可避であつた。新たに台頭した牛持（牛馬商）は、拡大する厩先圏を基盤に、牛生産に主体的に参入して地域社会にて一定の影響を持ち始めていく。従来から存在していた預け牛・預かり慣行と鞍下牛慣行に依拠して、地域社会から要望された社会的役割を担うかのように役牛を循環させるようになる。それは、牛生産と牛使役が有機的に連関しながら展開する広域的な地域内分業であつた。

山地中腹部などの周辺地域から牛購入資本が投下（預け牛）されることで山地奥部では多頭飼育および優良牛生産が展開し、そこで育成された優良な使役用牛（鞍下牛）の循環は、牛を所有できない零細農民の営農や生存を保障する意味を持った。それは、資本主義化のなかで急激に疲弊した地域社会に形成された新たな相互扶助ネットワークといえる。その意味で、当該地域における家畜預託慣行は、資本主義化の圧倒的な波力を緩衝する地域社会の防波堤となっていたとも表現できよう。

（3）1930年代の構造変化と家畜預託慣行の衰退

昭和農業恐慌対応に始まった1930年代の日本農政において、畜産業は一躍脚光を浴びることとなる。昭和恐慌では、繭や米と比較して畜産物（牛や鶏卵）の下落率は低かった。1931（昭和6）年には、「有畜農業奨励規則」（農林省令第16号）が施行され、「有畜農業」は、農村経済更生運動の有効な具体策として、強力な指導のもと全国的に奨励されていく。

農林省の奨励する有畜農業の目的は、農業経営要素として適切なる種類、数量の家畜および家禽を有機的に組み入れ、適切な運用によって農業経営全体を改善すると同時に畜産の堅実な発展を図ろうとす

るものであった。家畜・家禽を導入することで、畜産物販売収入を得つつ、自給肥料による金肥の節約、畜力利用による労力不足の緩和が目指された。有畜農業の主眼は、畜産と耕種農業との融合に置かれており、極端に言えば、畜産から収益が上がらなくとも農業経営全体の収支として成果を挙げれば目的は達せられることが強調されていた。

有畜農業は、極めて自給主義的で労働集約的な性格が強い。しかし、深刻な不況のもとで活路を失っていた農村社会において、「農業経営の改善に最も顕著な目標を与へたものは、有畜農業の組織形態であった」³⁰のである。そして、逼迫した世情のもと家畜購入資本が不足している状況に対して具体的な解決策が実行された点は重要である。

1930年代は、農業保険の法整備が進展した時期で、その嚆矢となったのが家畜保険法（1929年施行）であった。その後、森林火災国営保険法、漁船保険法（1937年施行）や農業保険法（1939年施行）が矢継ぎ早に整備され、戦後の農業災害補償法（1947年）の源流となった。家畜保険加入頭数は、生産地域を中心に急速に普及し受容されていくが、法整備の進展は、産業組合からのフォーマルな形での家畜購入資本融資を可能にしていた。

また一方で、軍事的な要因も影響した。満州事変以降、馬地帯では大量に馬が徴発され、その間隙を縫って牛への転換が進められたのである³¹。従来馬地帯であった東北、関東方面へ牛が進出したことが大きく影響している。牛は軍需食料、皮革用として緊急増産が目指されており、中国山地では、牛市場の急激な拡大の影響で牝牛を中心に価格も急騰している。

当然ながら、購入資本の問題を地域社会内で解決していた家畜預託慣行は衰退へと向かう。1930年代の恐慌や戦争、その国家的な政策対応のなかで、急激にフォーマルな制度に取り込まれていったのである。

4 日本社会の共有的な家畜所有観念

(1) 歎願書にみる近世農民の水害復興構想

近代の中国山地で飛躍的に拡大した家畜預託慣行だが、当然ながらこのような慣行は前近代社会から存在していた。近世日本社会における家畜の存在形態に着目することを通じて、家畜預託慣行の生活保障機能の歴史的な源流と、日本社会独特の共有的な家畜所有観念を考察していきたい。

1906(明治39)年に、島根県大原郡産牛馬組合が発刊した『訂正増補 島根県大原郡産牛沿革史』には、「大原郡神原三代大竹延野宇治里方六ヶ村難村二付キ拝借被仰付度旨愁訴演説書」と題する近世文書が引用されている。これは、寛政11(1799)年に水害を蒙った大原郡の六ヶ村が松江藩に提出した歎願書と、それに対する藩からの回答書が掲載されており、牛による利殖機能を想定した極めて興味深い水害復興構想が展開されている。長文だが解説を加えながら全文を引用したい。

大原郡下筋村々之内ニテモ神原三代大竹延野宇治里方此六ヶ村之分ハ流ノ末ニテ別テ地低所故年々水損多ク難洪仕候処間々出水無之年ニテモ元来地勢弱沼田ニ御座候故カ蝗等モ早ク生シ柔出来ノ稻ニテ痛ク強ク(中略)百姓耕作専一ノ牛馬八年々莫大斃レ候ニ付先年モ下筋五ヶ村ヘ牛代拝借被仰付御恵ヲ以テ牛馬買求メ候所間モナク右ノ牛馬モ不殘斃拝借返上相殘ル仕合難洪至極之手当リニ御座候則ツ拝借以後丑年ヨリ去ル巳年迄五ヶ年ノ間斃死牛馬ヲ相改メ候処宇治延野大竹三代神原五ヶ村ニテ参百五拾八疋ニ御座候五ヶ年平均ニ仕候得者一ヶ年七拾壱疋ニ相当リ申候壱疋八貫文宛之積リニ仕候テモ五百七拾貫文余ニ御座候如斯年々莫大ノ損分ニ御座候得共牛馬所有不仕候テハ家業ノ作方難相成不顧損分ヲ早速買求メ候ニ付人ニ寄り一年ニ貳疋参疋斃候テ身上潰ト相成候者多ク御座候(中略)

大原郡下筋六ヶ村は、水害常襲地帯で斃死する牛馬も多く難村であった。なかには1年に2、3疋の牛を失う百姓もあり、「身上潰」（破産）が多発していた。そこで難村復興計画として以下のような牛購入代拝借金返済構想を提示している。

重々恐多キ御願ニ御座候得共右六ヶ村へ錢參千五百貫文拝借被為仰付五ヶ年之間利無シ借居ニシテ六年目ヨリ七百貫文宛元錢五年賦返上ニ被為仰付候ハ、一ヶ年ノ利錢四百貳拾貫文宛御座候此内返上相済ミ候迄者一ヶ年貳百貫文宛年々斃牛馬有之候人別之内代リ牛馬買求メカタキモノ見斗ヘヲ以テ買遣シ此分ハ一村一牛ニ仕置実町ナル頭百姓之内取引人ニ相立テ置

表3は、大原郡難村六ヶ村による拝借金返済計画を示している。牛購入代（3、500貫文）の無利子での貸与を歎願し、1頭の牛代を文中にある通り8貫文として考えるならば、これは約438頭分にあたる。そこから年間420貫文の利錢が生じる算段で復興構想が組み立てたれているのは注目できる。利廻りにすれば12%である。このような近世農民の構想の背景に家畜預託慣行（預け牛）があることは容易に想像できる。購入牛の多くは牝牛であったであろう。毎年の420貫文の利錢のうち220貫文は返済金として元錢に加える構想であった。

そして、歎願書において極めて興味深いのが、下線を引いた残りの利錢200貫文の活用法である。六ヶ村の構想によれば、毎年200貫文分は「一村一牛」として「代り牛馬買求メカタキモノ」のために運用することになっている。しかもそれら村の共有牛を、「実町なる頭百姓」に管理させるといふ。近世農民が歎願書作成に際してこのような共有牛構想を打ち出していたことは、当該地域社会の家畜所有観念のありようを考えるに極めて示唆的である。

以下、歎願書の結びである。

水入村々ノ分土手筋ゴミ草ニテ飼ヒ候義甚不宜夫故年々斃牛馬等モ多ク御座候趣ニ相見申上候間ゴミ草ゴミ藁ニテ一切飼不申ゴミ氣無之草藁他ヨリ相求メ猶又銘々畑作之内稗大豆類成タケ余分為作苳豆稗藁ヲ以テ飼立斃牛馬等無之追々牛馬相増候様万端心附ケ扱又右一ヶ年ノ利錢四百貳拾貫文宛引残り貳百貳拾貫文之分ハ元錢ニ加ヘ年々元利元ニ直シ利廻ニ仕候得者十ヶ年目返上相済候節ハ貳千九百拾參貫七百貳拾八文有錢出来申候此分右六ヶ村ノ楯錢備置キ此利錢一ヶ年ニ參百四拾九貫六百四拾七文宛御座候ヲ以テ水損ノ節極々難洪之人別ヘ見合ヲ以テ勞リ遣（中略）依テ不奉顧恐御歎

申上候間偏ニ御憐愍ヲ以テ宜敷御許容之程奉仰願候 以上

寛政十一年午八月

与頭 長右衛門

下郡 文 十

小川空太夫様

表3 大原郡の難村六ヶ村の提示した返済構想

			元錢（貫）	利殖（貫）	返済（貫）
1年目	未	1800年	3500.000	220.000	
2年目	甲	1801年	3720.000	246.400	
3年目	酉	1802年	3966.400	275.968	
4年目	戌	1803年	4242.368	309.084	
5年目	亥	1804年	4551.452	346.174	
6年目	子	1805年	4897.626	387.715	700.000
7年目	丑	1806年	4585.342	350.241	700.000
8年目	寅	1807年	4235.583	308.270	700.000
9年目	卯	1808年	3843.852	261.262	700.000
10年目	辰	1809年	3405.115	208.614	700.000
11年目	巳	1810年	2913.729		

注）利廻り＝12% 利殖＝元錢×0.12－200貫

〔出典〕拙稿「家畜預託慣行からみる近代日本の畜産史」『農業史研究』49、2015.8頁より引用

最終的に10年で蓄積される2,913貫728文は「六ヶ村ノ楯錢備置キ」金として、つまりは将来の水害見舞金として備蓄し運用するという。

(2) 回答書にみる松江藩の水害復興施策

大原郡六ヶ村より嘆願書が出された翌年、寛政12(1800)年の松江藩の回答書は以下の通りであった。

右拝借願御許容被仰付候御書付

覚

一錢参千貫文

右大原郡神原延野三代大竹宇治里方六ヶ村難村ニ付テ拝借之儀愁訴申出及御沙汰候処無余儀趣相聞へ右之通常平方迄被貸渡候尤モ返上之儀者酉年ヨリ辰年迄利無シ八年賦ニテ全上納候様御聞届被遣候間殿り合之儀ハ郡役人共引受村々全ク成立候様取扱別テ令心配候様御申渡可有之候(中略)且ツ耕作第一之牛馬年々莫大斃死候ニ付テ先年下筋五ヶ村へ牛馬代拝借被仰付買求メ候処右之牛馬間モナク不残斃候様ノ仕合難渋至極仕候由只今通ニテ差捨置候テハ遂ニ六ヶ村惣潰ニモ可相成旨依之何卒御恵ヲ以テ錢参千五百貫文其方杯へ拝借被仰付度旨演説書並ニ主法書目録且ツ斃牛馬他郡へ離散イタシ候モノ水入反別書出等取揃差出有之委細申出之趣令承知申達処無余儀趣ニ付テ格別ノ御恵ヲ以テ右之通常平方ヨリ被貸候尤返上之義ハ来ル酉年ヨリ辰年迄利無シ八年賦ニメ令上納候様且又殿り合之義其方杯引受村々全ク相立候様取扱(中略)無滞上納可有之候委細之儀ハ演説ヲ以テ可申談候以上

二月九日

小川奎太夫

下郡 文 十 殿

与頭 長右衛門殿

松江藩の提示した回答書は、表4のように全体で8年賦として、2年目より375貫を毎年返済することで、最終的に751貫720文を蓄積するというものである。松江藩の施策においても預け牛・預かり牛慣行による利殖を想定し、その利廻りを12%で計算している。

宮坂は、家畜小作における畜主の利回りにつき、1953(昭和28)年の島根県三瓶山周辺農村での調査資料をもとに、複雑な資料操作に推論も加えて数値を算出している³²。それによれば、5対5で利益分配した際の利廻りは12.9%としている。大原郡六ヶ村の農民たちや松江藩の構想が利回り12%を想定していたことを鑑みても、宮坂の推論は妥当性を持つように思う。しかし、一般的に家畜のもつ複合的性格から正確な経営収益を算出することは極めて困難である。かつての家畜は、耕耘や運搬作業に労働力として使役されるほか、自給肥料である厩肥生産の役割も担い、そして生産地域の牝牛であれば繁殖用として仔牛出産が期待されていた。

表4 松江藩の提示した返済構想

			元錢(貫)	利殖(貫)	返済(貫)
1年目	甲	1801年	3000.000	160.000	
2年目	酉	1802年	3160.000	179.200	375.000
3年目	戌	1803年	2964.200	155.704	375.000
4年目	亥	1804年	2744.904	129.388	375.000
5年目	子	1805年	2499.292	99.915	375.000
6年目	丑	1806年	2224.208	66.905	375.000
7年目	寅	1807年	1916.112	29.933	375.000
8年目	卯	1808年	1571.046	-11.474	375.000
9年目	辰	1809年	1184.572	-57.851	375.000
10年目	巳	1810年	751.720		

注) 利廻り=12% 利殖=元錢×0.12-200貫

〔出典〕拙稿「家畜預託慣行からみる近代日本の畜産史」『農業史研究』49、2015.9頁より引用

生活保障機能に着目するならば、松江藩による牛への資金提供は、破綻した農村インフォーマル金融への持続性のある支援策であったと評価できる。またそれは、預け牛・預かり牛慣行を利用する多くの零細農民への保護策としての側面もあったといえよう。水害復興構想において資金提供先として選択された牛は、最小の支援で最大の効果を挙げるものとして当該地域の近世農民に認識されており、実際に藩の施策としても具体化されていたのである。

(3) 共有的な家畜所有観念の展開

松江藩の難村復興施策構想には、近世農民の共有的な家畜所有観念が反映されている。考慮すべきは、日本社会における伝統的な課税体制であろう。家畜は富を生む特殊で高価な動産であるが、日本社会の歴史においては主要な課税対象となつてこなかった。日本における家畜に関する統計資料は、家畜そのものが伝統的な課税体制から外れていた歴史的経緯もあり、土地統計と比較しても非常に杜撰なものである。そして登記簿等も存在しないため、所有権の移動に対する制約もなく、また所有権の喪失にともなう社会的地位の低下等の心理的影響も小さかった。災害などの緊急時に近世農民が「一村一体ノ牛」(村共有牛)を構想しえたように、家畜所有の持つ柔軟な特質は、畜産に生活保障機能を担わせ、家畜の存在形態にも独自性を刻印することとなったのである。

近世農民の家畜所有観念には、個人での所有観念が土地所有のそれほど強くなく、地域社会での共有物といった感覚が埋め込まれていたと推察できるように思う。中国山地では、鞍下牛(使役用牛)と預け牛・預かり牛(牛購入資本)が有機的に連関しながら広域的に循環し、牛生産に地域内分業関係が深く組み込まれていた。家畜は富を生みながらも伝統的に主要な課税対象とならなかったことに起因して、日本社会には独自の家畜所有観念が形成され、その所有観念は近代化とともに徐々に個人所有の観念が強くなる方向へと変容していったとように捉えられる。近代日本の中国山地にて大規模に展開していた家畜預託慣行には、前近代的な独自の家畜所有観念が退歩しつつも残存しており、牛生産を担うことを通して保持される地域社会の調和と共存に寄与していたといえよう。

附論 牛持板垣家の牛経営帳簿

島根県飯石郡鍋山村の板垣家は、1887(明治20)年に牛馬商の免許を取得し、1947(昭和22)年までの61年間にわたり商売をしており、26冊の牛経営帳簿が残されている。牛経営帳簿は非常に複雑で、時期により作成様式も変化しており、帳簿作成者自身その作成に苦慮していることがうかがえる。帳簿記載の様式変化から経営の質的転換を読み取ることも可能である。帳簿は記載内容から、(1)鞍下牛関係帳簿、(2)牛売買関係帳簿、(3)牛台帳、(4)周旋関係帳簿の4種に大別できるが、経営開始当初の帳簿①はすべてが1冊に記載されており、その後、経営拡大にともない帳簿が分化されていった。

帳簿分化の過程で重要なのは、牝牝別の牛台帳が作られ始めることである。この牛台帳は、他の帳簿(和紙に墨書、多くは横帳)と異なり、印刷紙に墨書、という形式の帳簿で、用紙をわざわざ活版所に注文し、作成していることが興味深い。帳簿の体系は、牛台帳の作成模索過程を基準として4期に区分できる。

【第1期】1887(明治20)年 ～ 1905(明治38)年

【第2期】1906(明治39)年 ～ 1913(大正2)年

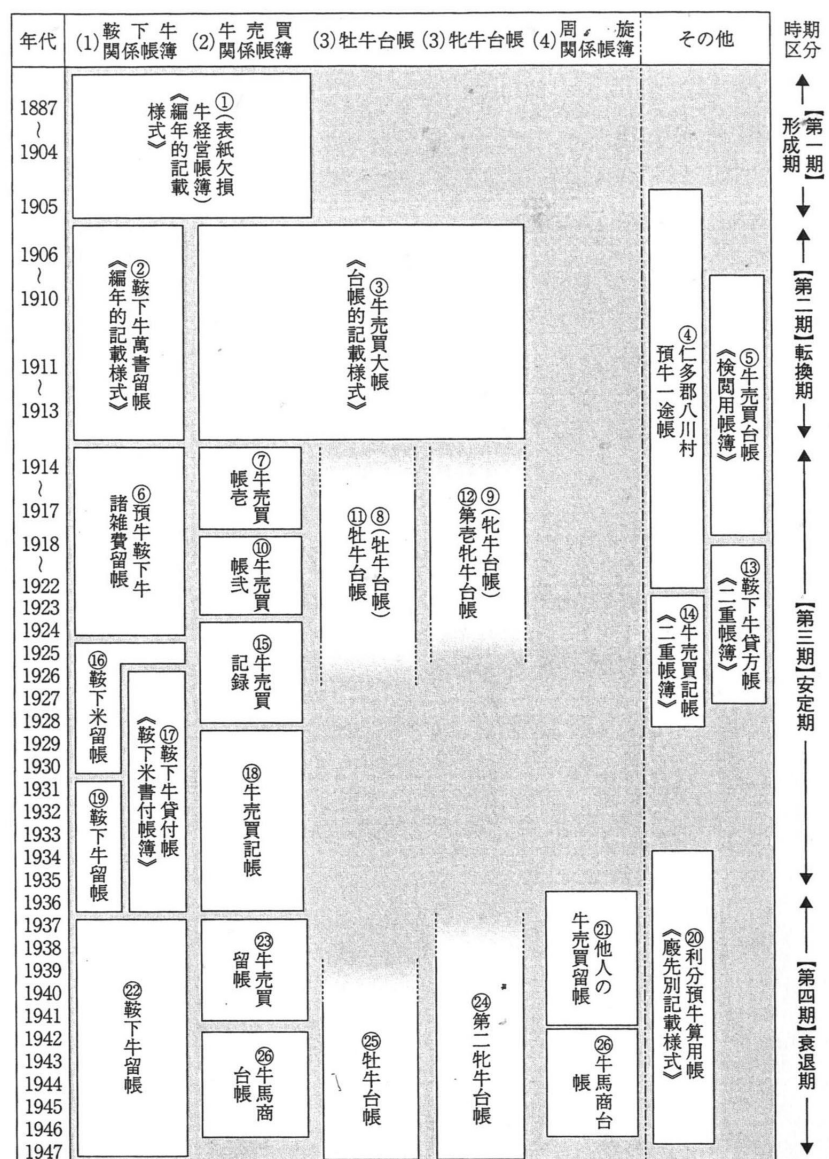
【第3期】1914(大正3)年 ～ 1935(昭和10)年

【第4期】1936(昭和11)年 ～ 1947(昭和22)年

経営初期の【第1期】は、所有頭数も少なく（1）鞍下牛と（2）牛売買に関する取引が《編年的記載様式》で一冊（帳簿①）に記されている。帳簿①には（3）牛台帳的な情報はみられない。その後、【第2期】より、帳簿②③の2冊へ分化した。帳簿③は、《台帳的記載様式》で作成された過渡期の帳簿となっている。そして【第3期】より、牝牝別の牛台帳が登場し、帳簿は4冊（帳簿⑥⑦⑧⑨）に分化した。以後、この4種の記載様式は基本的に変化しない。よって1914（大正3）年をもって、帳簿の体系が確立したと言えるだろう。そして、周旋業の加わる【第4期】以降は、預け牛関係の解消が進展したことによる、所有規模の縮小を意味している。帳簿体系の変遷は、そのまま牛経営の推移と直結している。

また、牛帳簿は人に見せるものでもなく、備忘録程度の認識で粗雑に記される箇所も多く、定期的に収支決算しているわけでもない。厩先への貸金記録なども基準なく随所に記録される。帳簿を一見する限り、牛経営は計画的な事業の遂行を旨とする、純粋な意味での「経営」といい得るものに値するののか甚だ疑わしい印象をもつ。生産地域において牛はあくまで慣習的に飼育されており、仔牛生産に関しても同様である。帳簿からは、単に販売目的のみの預託生産と言い切れない別の側面がうかがえるのである。家畜預託《経営》ではなく、家畜預託《慣行》と表記するのには意味がある。牛持は単独で牛を大規模に所有して《経営》していたわけではなく、あくまで農村社会の《慣行》に依拠して存在し得たのである。

【附記】 本稿は、拙稿『牛と農村の近代史－家畜預託慣行の研究』（思文閣出版、2013年）および拙稿「家畜預託慣行からみる近代日本の畜産史－畜産の生活保障機能と家畜所有観念の変容」（『農業史研究』49、2015年）をもとに執筆している。論拠等の詳細は、両文献を参照されたい。



注)「板垣家文書」より作成。 目録番号 ① E-2, ② A-42, ③ D-259, ④ I-7, ⑤ A-5, ⑥ I-1, ⑦ I-18, ⑧ I-21, ⑨ I-22, ⑩ I-5, ⑪ M-21, ⑫ I-4, ⑬ I-3, ⑭ I-27, ⑮ I-15, ⑯ I-6, ⑰ A-43, ⑱ I-33, ⑲ I-2, ⑳ I-14, ㉑ I-32, ㉒ I-11, ㉓ I-28, ㉔ I-20, ㉕ I-19, ㉖ M-22
 〔出典〕 拙著『牛と農村の近代史』 思文閣出版、2013、27頁より引用

図3 牛経営帳簿の変遷と関連



牛持板垣家に残されていた 26 冊の牛経営帳簿

註

- 1 羽部義孝『蔓の造成とつる牛』（産業図書株式会社、1948年）、2頁。
- 2 石原盛衛・吉田武紀「畜力利用に関する研究—牛の発達と牽引力との関係」（『中国農業試験場報告』第3巻第2号、1957年）。
- 3 上坂章次『和牛飼育精節』（朝倉書店、1942年）。
- 4 筆者が聞き取りした全ての古老がこの点を指摘していた。また蹄の大きさと牽引力は正の比例関係にあるとの調査結果も出されている（石原盛衛・吉田武紀「牛の役用体型に関する研究」『中国四国農業試験場報告』第1巻第2号、1952年、石原盛衛・吉田武紀・高増克三「畜力利用に関する研究—和牛の蹄と牽引力との関係」『中国四国農業試験場報告』第3巻第1号、1956年、吉田武紀『牛の畜力利用』養賢堂、1959年）。
- 5 「牛馬商」の名称は、家畜商取締規則（1941年、農林省第69号）交付以降「家畜商」となった。これは畜産業の発展により、家畜の範囲が牛馬以外に、豚、めん羊、山羊、鶏を含むものへと拡大したことによる。
- 6 小野茂樹『畜産市場論』（養賢堂、1958年）、23-25頁。
- 7 農林省中国四国農業試験場農業経営部編『家畜市場の話』（1951年）、25-31頁。
- 8 横井時敬「畜産経済」（大日本農会編『横井博士全集』第2巻、1925年）、510-511頁。
- 9 代表的な研究として、清水浩「牛馬耕の普及と耕耘技術の発達」（農業発達史調査会編『日本農業発達史—明治以降における』第1巻、中央公論社、1953年）、岡光男「乾田化と牛馬耕」『日本農業技術史—近世から近代へ』（ミネルヴァ書房、1988年）、暉峻衆三編『日本の農業 150年—1850～2000年』（有斐閣ブックス、2003年）などがある。
- 10 拙著『牛と農村の近代史—家畜預託慣行の研究』（思文閣出版、2013年）。
- 11 板垣家は、筆者の親戚家である。調査経緯に関しては、前掲拙著の附論「板垣家文書の史料群構造」を参照されたい。
- 12 小野茂樹「和牛流通の組織と流通費」（『広島大学水畜産学部紀要』第8号、1969年）、42頁。
- 13 原傳『松江藩経済史の研究』（日本評論社、1934年）。なお、原傳氏は島根県飯石郡鍋山村出身である。
- 14 1960年代以前と現在の田植えの時期は、田植の機械化、苗の育成方法の違いから現在の方がおよそ1ヶ月ほど早くなっている。
- 15 池橋達雄は、明治以降の出雲南部（山間部）の経済は、【米・和鉄型】から【米・和牛・木炭型】へ変化したとの枠組みを提示している（池橋達雄「近代出雲と地主制—島根県簸川郡斐川町に事例をとって—」地方史研究協議会編『山陰—地域の歴史的な性格』雄山閣出版、1979年）。また、永田恵十郎は、島根県の「農事調査報告書」の分析より、明治30年代には【米+和牛+木炭+特産品（楮、和紙、大麻、養蚕等）】が成立したとする（永田恵十郎『地域資源の国民的利用』農文協、1988年）。
- 16 石田寛『日本の牧畜および放牧地域の地理学的研究』（学位論文、京都大学、1962年）、1666頁。
- 17 市川建夫『日本の馬と牛』（東京書籍、1981年）、138頁。
- 18 向井義郎「中国山脈の鉄」（地方史研究協議会編『日本産業史大系—中国四国地方篇』東京大学出版会、1960年）、196頁。
- 19 その他の先行研究として、内藤正中「中国山脈の和牛」（地方史研究協議会編『日本産業史大系—中国四国地方篇』東京大学出版会、1960年）、相良英輔「出雲・石見の近代」（『街道の日本史 38 出雲と石見銀山街道』吉川弘文館、2005年、第4章）などがある。
- 20 農商務省農務局「畜牛業ニ關スル共同経営ノ方法及成績」（『農務彙纂』第35、1911年、農林省編『農務彙纂』第10分冊 御茶の水書房、1981年）所収。
- 21 栗原藤七郎「我國に於ける馬小作」（『帝国農会報』第28巻8号、1938年）。
- 22 『新修島根県史』557頁、表2-77「島根県の大地主」より。
- 23 島根県内務部『島根県之畜産』（1911年）、60頁では、畜産功労者として表彰された人物が列挙されているが、仁多郡八川村絲原武太郎、仁多郡阿井村櫻井三郎右衛門、飯石郡吉田村田部長右衛門の名も見られる。田部家に関しては、「夙に意を畜産の改良に注ぎ畜牛六百余頭を地方の小農に貸与し牛種の改良蕃殖を促し」との記述がある。畜牛頭数の多さに注目されたい。
- 24 飯石郡一宮村陶山家（陶山葉子氏〔1922年生〕談）、同郡飯石村杉原家（杉原家出身、高尾忠次郎氏〔1912年生〕談）、同郡中野村佐藤家の3家は、筆者の聞き取りによれば、三刀屋町域の古老ならば、誰もが知る大規模な牛持であり、本来は表2に入っているべき家である。調査には多数の抜け落ちがあるといえよう。

- 25 宮坂梧朗『日本家畜小作制度論』（学位論文、1961 年、のち現代史研究所より出版、1968 年）、まえがき。
- 26 陶山家の歴史に関しては、陶山葉子氏〔1922 年生〕からの聞き取り調査による。
- 27 『横田町誌』（1968 年）、437-440 頁。
- 28 前掲宮坂、140-141 頁、渡部牧『特殊小作制残存部落の農業経営』（伊藤書店、1943 年）、89-96 頁、菱沼達也・菊池昌典・廉野潔『畜産における家畜小作の位置とその解消に関する研究（正）』（東京教育大学農学部総合農学研究室、1956 年）、134-155 頁。
- 29 島根県農地部農政課編『〔附〕株小作の実態と開放過程』（1951 年）、農地制度資料集成編纂委員会編『農地制度資料集成』補巻 1（1973 年）所収。
- 30 中央畜産会『有畜農業による農村経済の更生』（1934 年）、1 頁。
- 31 農林大臣官房総務課編『農林行政史』第 3 卷（1958 年）、47 頁。
- 32 前掲宮坂、329 頁、第 124 表「畜主の利廻率」。